

(仮称)利根町自治基本条例 前文(素案)

私たちのまち利根町は、首都圏から40キロメートルに位置し、都市圏への通勤・通学圏内です。眼下には日本三大河川の一つであり、坂東太郎とも呼ばれる利根川を望み、古来より水運の要衝として繁栄してきました。今なお絶えることのない水の恵みは、豊かな緑を育み、田畑を潤しています。蛟もう神社や徳満寺をはじめとして、歴史ある神社仏閣が存在し、また、民俗学の父柳田國男が幼少期を過ごし、民俗学を志すきっかけとなるなど、歴史、文化の足跡がまちの様々な場所に残されています。

近年、利根町を取り巻く社会環境は激変しており、少子高齢化、様々な要因による人口減少、地域の活力低下などへの対応が求められています。その中で私たちは、子どもから高齢者まで性差なく、すべての人が明るく元気で住みやすいまち、町民から愛されるまちを創り上げ、それを未来へと引き継いでいかなければなりません。

そのために私たちは、先人たちにより守られ受け継がれてきた自然、歴史、文化を後世に引き継ぐとともに、町民一人ひとりがまちづくりの主役となって、議会や行政と協力し、まちに関わるすべての人が一丸となって協働のまちづくりを推進していくことが必要です。

私たちは、まちづくりの基本理念を明らかにし、この郷土と歴史を誇りとし、笑顔あふれるまちづくりを進めるため、その規範として、利根町自治基本条例を制定します。